

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p>【本編】</p> <p>Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－４ 農協法及び農中法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－４－８ 子会社等【共通】</p> <p>Ⅲ－４－８－４ 事業高度化等会社・一定の業務高度化等会社【信連・農中】</p> <p>信用事業命令第34条第15項に掲げる会社（以下「<u>事業高度化等会社</u>」という。）及び農中法施行規則第99条の2に掲げる会社（以下「<u>一定の業務高度化等会社</u>」という。）には、一定の地域商社（信用事業命令第34条第15項第2号及び農中法施行規則第99条の2第2号に掲げる会社をいう。以下同じ。）が含まれるところ、信用事業命令第34条第15項第2号に規定する「当該農業協同組合連合会の事業の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがない」という要件及び農中法施行規則第99条の2第2号に規定する「農林中央金庫の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがない」という要件については、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>Ⅲ－４－８－５ 他業業務高度化等会社の取扱い【農中】</p> <p>(1) 基本的考え方</p> <p>農中は、農中法第72条第1項第12号に掲げる会社（<u>一定の業務</u></p>	<p>【本編】</p> <p>Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－４ 農協法及び農中法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－４－８ 子会社等【共通】</p> <p>Ⅲ－４－８－４ 事業高度化等会社・一定の業務高度化等会社【信連・農中】</p> <p>信用事業命令第34条第15項及び農中法施行規則第99条の2第1項に掲げる会社（以下「<u>事業高度化等会社</u>」及び「<u>一定の業務高度化等会社</u>」という。）には、一定の地域商社が含まれるところ（信用事業命令第34条第15項第2号及び農中法施行規則第99条の2第1項第2号、以下「<u>一定の地域商社</u>」という。）、信用事業命令第34条第15項第2号に規定する「当該農業協同組合連合会の事業の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがない」という要件及び農中法施行規則第99条の2第1項第2号に規定する「農林中央金庫の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがない」という要件については、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>Ⅲ－４－８－５ 他業業務高度化等会社の取扱い【農中】</p> <p>(1) 基本的考え方</p> <p>農中は、農中法第72条第1項第12号に掲げる会社（<u>農中法施行</u></p>

## 系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p><u>高度化等会社</u>を除く。以下「他業業務高度化等会社」という。) に対して基準議決権数を超えて出資することが認められている。これは、グループ全体において、将来的に様々な展開が予想される中で、認可を条件として、より柔軟な業務展開を可能とするためである。また、グループにおける将来の可能性への戦略的な対応として、出資時点においては農中法第54条第1項に掲げる業務の高度化、利用者の利便の向上又は地域活性化等に資するといえないものであっても、これらが見込まれる業務を営む会社への出資を可能としている。</p> <p>他方で、他業業務高度化等会社の認可申請があった場合には、グループに他業禁止の規制が課されている趣旨である、他業リスクの回避、利益相反の禁止及び優越的地位の濫用の防止といった要請を踏まえ審査を行う必要がある。</p> <p><u>(注1) 農中法改正(令和3年11月施行)により、他業業務高度化等会社が営むことができる業務として地域活性化等に資する業務が追加されたが、他業業務高度化等会社における不動産業務の取扱いは改正前と変わらないことに留意すること。</u></p> <p><u>(注2) 他業業務高度化等会社の設立に向けた準備行為として、農中本体をはじめとした農中グループにおいて実証実験を行う場合には、他業禁止の趣旨及び監督指針における実証実験の位置付けを踏まえて、当該実証実験の内容及び規模、予定される実証実験の期間、対象者を必要な範囲に限定するほか、当該実証実験に伴うリスク等を個別具体的に検討</u></p>	<p><u>規則第99条の2に規定する会社</u>を除く。以下「他業業務高度化等会社」という。) に対して基準議決権数を超えて出資することが認められている。これは、グループ全体において、将来的に様々な展開が予想される中で、認可を条件として、より柔軟な業務展開を可能とするためである。また、グループにおける将来の可能性への戦略的な対応として、出資時点においては農中法第54条第1項に掲げる業務の高度化、利用者の利便の向上又は地域活性化等に資するといえないものであっても、これらが見込まれる業務を営む会社への出資を可能としている。</p> <p>他方で、他業業務高度化等会社の認可申請があった場合には、グループに他業禁止の規制が課されている趣旨である、他業リスクの回避、利益相反の禁止及び優越的地位の濫用の防止といった要請を踏まえ審査を行う必要がある。</p> <p><u>(注) (略)</u></p> <p>(新設)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p><u>し、農中やグループの健全性及びその業務の適切な運営に影響を与えないよう留意すること。</u></p> <p>※1 <u>ここで言う「実証実験」とは、他業業務高度化等会社の設立の適否を経営陣が判断するにあたって、当該他業業務高度化等会社において実施予定の業務に係る採算性・事業継続性を検証することを目的に、農中本体や農中のグループ会社等において、当該他業業務高度化等会社の設立に向けた準備行為の範囲で当該業務と同等の行為を試験的に実施することを指す。なお、農中は、実施しようとする実証実験が、農中やグループの健全性及びその業務の適切な運営に影響を与えないことを自ら挙証する必要があることに留意すること。</u></p> <p>※2 <u>一定の業務高度化等会社の設立に向けた準備行為として、農中本体や農中のグループ会社等において行う「実証実験」についても同様の取扱いとする。</u></p>	

附 則

この通知の改正は、令和〇年〇月〇日から適用する。